

火災概況月報 (令和8年3月分)

令和8年度全国統一防火標語 『火の確認 いい日を支える いい習慣』

火災概況通信 4月号 令和8年5月12日
編集・発行 岐阜県消防課 TEL 058-272-1123

区分	火災件数(件)						焼損面積			火災損害額 (千円)	焼損棟数 (棟)	り災世帯数 (世帯)	り災人員 (人)	
	計	建物		林野	車両	その他	建物焼損 床面積(m ²)	建物焼損 表面積(m ²)	林野焼損 面積(a)					
		住宅(併用共同舎)	その他											
合	前月累計	142	46	23	3	7	63	2,506	487	3	154,446	92	61	143
	本月計	99	23	16	4	7	49	829	73	1,904	15,430	28	14	41
計	累計	241	69	39	7	14	112	3,335	560	1,907	169,876	120	75	184
	前年累計比較	10	3	△2	4	△3	8	△3,036	40	1,890	△182,016	△46	△15	△24
前	同月分	95	24	19	2	8	42	1,403	188	15	104,139	64	32	80
年	累計分	231	66	41	3	17	104	6,371	520	17	351,892	166	90	208

区分	死傷者数		出火原因(件)												
	死者 (人)	負傷者 (人)	計	たばこ	こんろ	火遊び	たき火	放火	放火の疑い	ストーブ	火入れ	電灯・電話 等配線	その他	不明 調査中	
合	前月累計	8	25	142	9	4	2	27	4	4	4	8	2	38	40
	本月計	3	9	99	2	4	0	12	1	0	2	6	0	24	48
計	累計	11	34	241	11	8	2	39	5	4	6	14	2	62	88
	前年累計比較	△3	6	10	0	△10	1	△12	1	△4	△7	△7	△4	△2	54
前	同月分	5	11	95	2	10	1	23	1	4	2	9	3	29	11
年	累計分	14	28	231	11	18	1	51	4	8	13	21	6	64	34

※数字は速報値ですので、今後変わる場合があります。

1 3月の総出火件数は99件で、前年同月に比べ4件増加(4.2%増)しました。

- ・建物火災は39件(4件減)、林野火災は4件(2件増)、車両火災は7件(1件減)、その他火災は49件(7件増)となっています。
- ・建物火災は全火災の39.4%でした。



2 3月の火災による死者は3人で前年同月と比較し2人減少し、負傷者は9人で前年同月と比較し2人減少しました。

3 出火原因の第1位は「たき火」で12件、第2位は「火入れ」で6件、第3位は「こんろ」で4件でした。

- ・「放火」と「放火の疑い」を合わせた件数は1件(1.0%)です。



★ 住宅火災に注意をしましょう！

3月までに県内で発生した火災のうち、約3割が住宅の火災でした。家族全員で火災の恐ろしさを話し合い、防火対策の再確認をしましょう。

- ・たばこ・・・たばこの火は700℃～800℃もの高温です。完全に消したつもりでも消えないことがあります。
- ・こんろ・・・台所での火災原因の最も高いのがこんろです。天ぷら油火災にも注意しましょう。

※ 高齢者のために・・・

高齢者は、身体能力が低下し、火災による危険性が増大します。逃げやすい就寝場所などを考えましょう。
また、寝室など、適切な場所に住宅用火災警報器を設置しましょう！



〈住宅防火 いのちを守る 10のポイント -4つの習慣・6つの対策-〉

4つの習慣

1. 寝たばこは、絶対にしない、させない。
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
3. こんろを使うときは火のそばを離れない。
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

★ 2026年度 全国統一防火標語

火の確認 いい日を支える いい習慣

★ 住宅用火災警報器を設置しましょう！！

■ 岐阜県内令和7年6月時点の設置率は82.0%！

消防法の改正により、県内では平成23年5月31日までの設置が義務化された、住宅用火災警報器の設置率(令和7年6月時点)が7月に公表されました。

全国における住宅用火災警報器の設置率は84.9%、岐阜県における設置率は82.0%となっており、前回の82.1%から0.1%の低下となります。

47都道府県中、岐阜県の設置率は31番目となります。

○設置義務のある場所

寝室と寝室がある階の階段上部(寝室が2階以上の場合)

・新設住宅 平成18年6月～ ・既存住宅 平成23年6月～

	設置率	参考(前回)	増減	条例適合率
	R7.6	R6.6		R7.6
全国	84.9%	84.5%	0.4	65.8%
岐阜県	82.0%	82.1%	-0.1	63.1%

設置率: 設置義務のある場所の一部分でも設置している住宅を含めた割合
条例適合率: 設置義務のある場所すべてに設置している住宅の割合



あなたや家族の大切な命を守るために、一日も早い住宅用火災警報器の設置をお願いします。